

要望書（回答）

1. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は認められないということを、市長は市民を代表する立場として表明すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

港湾法では「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」とされております。したがって、自衛隊のチャーター一船という理由で、入港を拒否することはできないものと考えております。

2. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の公道で戦車等の自走訓練が行われることに反対する姿勢を、市長は市民を代表する立場として表明すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

この度の訓練は、核兵器に関する内容ではなく、非核平和都市条例の趣旨を逸脱するものではないと考えております。

また、自衛隊の訓練については、国土防衛のため有事に備えた様々な想定で国が決定していることであり、市として中止を求める立場にないと考えておりますが、今後とも自衛隊に対しては、市民の安全・安心を守る立場から、機会を捉えて市民からのご意見等を伝えてまいります。

3. 戦車等が多くの住民の安穏な夜の時間帯に公道を自走し、住宅街を通過することは市民生活にも悪影響を与えるものであることを踏まえ、住民に不安や迷惑等を与えることがないように自衛隊に申し入れを行うこと。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市としましては、市民の安全・安心の観点から、陸上自衛隊第7師団に対して、住民への最大限の配慮として、キャタピラにはゴムパットを装着させ、市街地に関しては時速20km以下で走行するよう強く要請し対応いただいております。今後とも同様の観点から意見してまいります。

団体名：苫小牧港の軍港化阻止実行委員会

回答日：令和3年9月3日

4. 可能な限り詳細な情報を市民に適切な形で提供できるようにすること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市民の不安を取り除くためにも、訓練実施前には、市ホームページ・フェイスブック・LINE・北海道新聞及び苫小牧民報に掲載する等、様々な媒体により周知を図ります。また、訓練実施後には騒音振動の詳細結果を市ホームページに掲載し、適切な形で情報提供してまいります。

また、走行区間の沿道世帯に対して、事前に周知チラシを配布するほか、実施日当日には職員を配備するなど、万が一に備え万全の体制を整えて対応したいと考えております。